

令和8年度保険料改定のお知らせ

～ 子ども子育て支援金分保険料が新たに加わります ～

令和8年4月分保険料（令和8年5月口座引去り）からとなります

一人あたり月額：円

区分 種別	①	②	③	④※新規	⑤	合計月額			
	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40～64歳)	子ども子育て支援金分 (18歳以上)	後期高齢者組合員分 (75歳以上)	18歳未満 (①+②)	18～39歳及び 65～74歳 (①+②+④)	40～64歳 (①+②+③+④)	75歳以上 (⑤)
第1種組合員 (医師)	59,000	8,000	4,800	1,190	—	—	68,190	72,990	—
第2種組合員 (従業員)	15,000	4,000	4,800	510	—	19,000	19,510	24,310	—
第1・2種 組合員の家族	6,000	2,500	4,800	340	—	8,500	8,840	13,640	—
後期高齢者組合員 ※75歳以上の方	—	—	—	—	3,000	—	—	—	3,000

組合員世帯ごとの月額上限額 91,500円

※子ども子育て支援金分保険料の納付対象者は毎年4月1日時点で18歳以上の方です。

令和8年度の場合、生年月日が平成20年4月1日以前のすべての方に納付いただきます。

≪ 保険料の賦課および徴収方法等について ≫

◎保険料は第1種組合員（医師）の指定口座から引去ります。なお、第2種組合員（従業員）の保険料もご家族分を含め第1種組合員の指定口座からの引去りとなります。

① 保険料は毎月末日の人数（合計月額×人数）で決定します。

② 当月分の保険料は翌月の20日頃に引去ります。（月遅れの納付となります。）

③ 年度当初の「保険料決定通知書」は、毎年5月中旬、当該事業所に所属する各組合員の世帯ごとの明細を明記のうえ、第1種組合員（医師）宛てにお送りします。

④ 組合員ごとの世帯全員の「合計月額」を合算した額が91,500円を超える場合は、91,500円が当該世帯の月額保険料となります。

⑤ 11月30日に未就学児がいる世帯からは、未就学児1名につき年額12,000円を一括減額します。
(減額時期は翌年2月頃で申請は不要です)

⑥ 産前・産後期間相当分の保険料は届出により免除されます。詳しくは当組合のホームページでご確認のうえ届出書をご提出ください。